

住民生活課から

## 本人通知制度を ご利用ください

### ◎登録方法

専用の申請書に必要な事項を記入し、次の必要書類と共に提出してください。

・登録者の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等）

・代理人が登録する場合は、

登録者本人の自署した委任状

及び代理人の本人確認書類

\*同じ世帯の方または同じ戸籍に記載されている方であつても、事前登録された方以外は通知の対象となりません。

\*窓口に来ることができない

特段の事情がある場合、郵送でも受付できます。

「住民票の写し等の第三者

交付に係る本人通知制度」は、

大山町において住民登録や本

籍のある方が事前に登録する

ことにより、本人の代理人お

よび第三者に住民票の写し等

を交付した場合、その交付し

た事実を登録者本人にお知らせをする制度です。

この制度は、周知すること

で委任状の偽造や不必要な身

元調査等の未然防止及び抑止

を目的としています。

◎登録できる人

大山町に住民登録されている方、もしくは大山町に本籍がある方（住民票の除票または除籍のある方も対象になる場合があります）。

◎対象となる証明書

・住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載のあるもの）

・戸籍の附票の写し

・戸籍の全部（謄本）又は一部（抄本）事項証明書

・戸籍の記載事項証明書

（消除された住民票の写し・除籍等を含みます）

### ◎通知内容

交付年月日、交付した証明書の種類、通数、請求者の種別（代理人、第三者等）

（注）第三者等の氏名・住所等の個人情報

は通知されませんが、大山町個人情報保護条例の規定に基づき、本人より開示請求をすることができま

す。ただし、条例の規定により、開示できない場合があります。

◎通知の対象除外について

次の場合は、通知の対象になりません。

・国または地方公共団体等の機関からの請求

・本籍及び筆頭者の記載を省略した住民票の写し

・弁護士や司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理手続きについての代理業務に使用するための請求

◎登録の変更について

登録者の氏名・住所等が変

更になった場合は、届出が必要

です。変更の届出がない場合は、登録が廃止になること

がありますのでご注意ください。

◎登録の更新通知について

事前登録をした日から3年間が経過し登録期間が満了となる方へ、更新手続きについての通知をお送りして

います。本人通知制度を継続してご利用になりたい場合は、再度登録申請が必要になりま

す。なお、満了日の1か月前から申請を受け付けることができます。

◎登録及び更新の受付場所

住民生活課

☎0859・54・5210

中山支所総合窓口室

☎0858・58・6111

大山支所総合窓口室

☎0859・53・3311

### カウンセラーによる

## 『こころの相談会』

子どものこと、家族や知人のこと、自分のことなど、日ごろ気になっている悩みや困りごとをカウンセラーに話してみませんか？

◆日時 2月19日（日）  
9時30分～15時

◆場所 米子コンベンションセンター  
第7会議室

◆相談 秘密厳守 相談無料（要予約）

◆予約先 ライフサポートセンターとっとり  
☎0120-82-5858  
FAX0857-32-5454

◆問い合わせ先  
（一財）鳥取県労働者福祉協議会  
☎0857-27-4188

